

# ○ 堀詰町用地活用事業者募集 質問回答

令和4年1月14日

No.	要項該当箇所	質問内容	回答
1	P.2 第1-1 本物件の概要	本物件の測量図等があれば提示願いたい。保有していないのであれば現地測量を行いたい。	当局は本物件の正確な測量図等を保有しておりません。現地測量については、疏水事務所(075-761-3171)へ事前に連絡をいただければ、日程調整のうえ、対応します。
2	P.2 第1-1 本物件の概要	これまで、自動車専用駐車場として活用していたときの、活用事業者が設定した駐車場の時間貸し料金、月極料金、台数及び売上金額について教示願いたい。	当局では把握しておりません。
3	P.2 第1-1 本物件の概要	これまで、自動車専用駐車場として活用していたときの、活用事業者が負担したそれぞれの年度の年間の土地使用料を教示願いたい。	平成17年度(3月1日～3月31日) 168,109円 平成18年度 1,800,671円 平成19年度～平成21年度の各年度 1,732,694円 平成22年度 1,778,940円 平成23年度～平成24年度の各年度 1,689,997円 平成25年度 1,591,335円 平成26年度～平成27年度の各年度 1,575,264円 平成28年度～平成30年度の各年度 1,570,660円 令和元年度～令和2年度の各年度 1,619,690円 令和3年度(4月1日～8月31日) 678,938円
4	P.3 第1-3 事業の概要	景気の動向や本物件の周辺の環境の変化等の理由のため、収益が悪化した場合には、土地使用料の減額協議に応じてもらえるのか。	本件活用事業者募集については、最も高額な土地使用料を提案した事業者が、活用事業者に選定されるものであり、活用事業者決定後、事業対象期間中にこの土地使用料の減額が可能になると、公募の公平性が損なわれてしまうこととなります。このため、いかなる理由があっても、事業対象期間中に土地使用料の減額を行うことはなく、同様にこれに係る協議を行うこともありません。 なお、やむを得ない事情により、土地使用料の減額がなされなければ、本物件における事業の継続が不可能である場合は、募集要項に記載されている「活用事業者の都合による事業廃止」を当局に申し出てください。
5	P.3 第1-4 最低使用料	土地使用料について、非課税との記載があるが、課税取引の誤りではないか。	質問のとおり課税取引です。堀詰町用地活用事業者募集要項(以下「募集要項」という。)を訂正します。
6	P.3 第1-5 引渡形態	現在、上下水道局の工事のために取り外しているフェンス(疏水路沿い等)については、工事終了後に上下水道局が復旧を行うのか。	質問のとおり工事終了後に当局が復旧します。
7	P.3 第1-5 引渡形態	疏水路沿いのフェンスに扉が設置されているが、上下水道局職員等が扉から出入りすることはあるのか。	フェンスの扉から出入りはしません。
8	P.3 第1-5 引渡形態	大型土のうで隠れている部分も含めて、全体の舗装状態を教示願いたい。また、汚れている場合、舗装面の清掃洗浄を上下水道局が行うのか。	現在、本物件については当局工事の工事ヤードとして使用しているため、舗装が傷んでいる箇所がありますが、当局工事の終了後、当局において改めて、アスファルト舗装を行います。そのため、車室の表示線等はありません。
9	P.3 第1-5 引渡形態	現在、上下水道局工事のために設置されている仮設の建物や設置物については、工事終了後に上下水道局が撤去を行うのか。	質問のとおり当局が行います。
10	P.4 第2-1 応募資格	募集要項に、「次の(1)から(12)までの各号に該当する事業者は、本件公募に応募できません。」と記載があるが、(1)から(11)までしか記載がない。	(12)はありません。募集要項を訂正します。

## ○ 堀詰町用地活用事業者募集 質問回答

令和4年1月14日

No.	要項該当箇所	質問内容	回答
11	P.5 第2-2 事業の条件等	本物件において、活用事業者で行う植栽の維持管理の範囲を教示願いたい。	現時点で本物件内に植栽はありません。活用事業者が本物件内に植栽を設置した場合には、活用事業者において、維持管理を行っていただきます。
12	P.5 第2-2 事業の条件等	これまで、自動車専用駐車場として活用していたとき、本物件を運営するうえで何らかの問題があったのかについて教示願いたい。	当局で把握している限りでは、問題はありません。
13	P.5 第2-2 事業の条件等	月極駐車場の場合、料金設定は活用事業者が行って差し支えないか。また、敷金、保証金及び事務手数料等を設定して差し支えないか。	質問のとおり行って差し支えありません。
14	P.5 第2-2 事業の条件等	当初設定した料金の設定を、活用事業者の判断で変更しても差し支えないか。	質問のとおり行って差し支えありません。
15	P.5 第2-2 事業の条件等	時間貸し駐車場の設置機器について、ロック板式ではなく、前払い式を設置しても差し支えないか。	質問のとおり設置して差し支えありません。駐車場の管理運営等については、募集要項から逸脱しない限り、活用事業者の判断で行っていただいで差し支えありません。
16	P.5 第2-2 事業の条件等	募集要項に、「周辺住民に十分な説明を行い、理解を得てください。」と記載があるが、これまで、自動車専用駐車場として活用していたとき、周辺住民と何らかのトラブル等があったのかについて教示願いたい。	当局で把握している限りでは、トラブル等はありません。
17	P.6 第2-2 事業の条件等	京都都市圏パークアンドライド駐車場への登録については、時間貸し駐車場の台数が10台未満であれば、登録の要件を満たさないが、その場合は登録の必要はないと考えて差し支えないか。	質問のとおり考えて差し支えありません。
18	P.6 第2-2 事業の条件等	活用事業者が行う事業の実態報告について、任意の書式で差し支えないか。	任意の書式で差し支えありません。また、定例ではなく、当局が提出を求めた場合に提出をしていただくものです。
19	P.7 第2-2 事業の条件等	許可終了時に活用事業者が行う原状回復について、活用事業者が設置した機器を撤去した跡をモルタル等で埋め戻す方法で差し支えないか。	アスファルトを使用して、撤去跡の埋め戻し等の原状回復を行ってください。
20	-	自治会費は発生するのか。	当局では把握しておりません。
21	-	5年間の事業対象期間終了後については、再度入札を行い、活用事業者を募集するのか。	5年間の事業対象期間終了後の本物件の活用については、現時点では決定しておりません。継続して自動車専用駐車場として活用を行う場合は、再度入札を行います。